

国土交通省首都国道事務所
東日本高速道路㈱千葉工事事務所

東京外かく環状道路(千葉県区間) 環境保全への取り組みに関する基本的な考え方

本資料は、事業の実施に当たって環境保全に配慮するための取り組みの主なものをとりまとめたものである。

1. 全 般

- 1) 予測条件の推移を資料収集等により確認し、必要に応じて関係機関と協議の上、保全対策の検討を行う。
- 2) 工事に伴う発生土の運搬方法等は周辺地域への環境影響等を調査・検討し、必要に応じて対策を講じる。
- 3) 設計説明、工事説明を行い、関係機関の協力のもとに、地元住民の要望等に誠意を持って対応し、事業を進める。

2. 大気汚染

- 1) 二酸化窒素の削減技術等に関する情報を収集し、専門家の意見を聴きながら外環への適用性の検討を行う。
- 2) 特殊部の二酸化窒素予測手法の調査研究資料等の収集を行い、予測手法の充実に努め、必要に応じて対応する。
- 3) 浮遊粒子状物質(SPM)、ディーゼル排出微粒子(DEP)の環境行政の動向、調査研究事例等の収集を行う。浮遊粒子状物質については予測手法等について必要な検討に取り組む。
- 4) 浮遊粒子状物質(SPM)については、積極的な植樹の実施を行うなど道路からの対策について取り組む。

3. 騒 音

- 1) 周辺の土地利用の状況、住居等の立地条件等を勘案し関係機関と協議の上、新技術を踏まえた遮音壁等の詳細な構造の設計等を行う。
- 2) 周辺の土地利用の状況、住居等の立地条件等を踏まえ関係機関と協議の上、専用部及び一般国道298号本線の舗装には、排水性舗装（低騒音舗装）の採用を検討する。
- 3) 周辺の土地利用の状況、住居等の立地条件等を踏まえ関係機関と協議の上、交差点部の騒音対策について検討する。
- 4) 特殊部の予測手法の調査研究資料等の収集を行い、予測手法の充実に努め、必要に応じて対応する。
- 5) 平成11年4月1日に騒音に関する環境基準が施行されており、今後、適切に対応する。

4. 振 動

- 1) 地質調査結果を基に地盤特性を反映し、振動対策に十分配慮した設計を行う。

5. 水 質

- 1) 道路排水計画については、流末となる河川、水路管理者と協議を経て決定する。
- 2) 道路排水対策についての新たな知見の収集、早期の緑化に努め、定期的な路面、排水溝等の清掃などにより影響の低減に努める。

- 3) 工事にあたっては、濁水の発生の少ない施工方法・濁水処理方法等を採用し、必要に応じて河川管理者と協議を行い水質への影響の軽減に努める。
 - 4) 薬液注入工法、復水工法を採用する場合は、適正な措置を講じ、地下水に与える影響の軽減に努める。
6. 地盤沈下
- 1) 詳細な地質調査結果に基づき地盤沈下対策、地下水脈の遮断防止に十分配慮した設計を行う。
 - 2) 地盤沈下防止のため適切な工法の選択、施工管理を行う。
 - 3) 観測井にて地下水位等の調査を実施し、極力周辺に影響を与えない工法を検討する。
7. 地形・地質
- 1) 樹林地の表土を植栽部へ利用するなど、施工方法について検討する。
8. 動植物
- 1) 植物の貴重種についての補足調査を実施する。
 - 2) 植物の貴重種及び貴重な植生群落を移植する際には、種の特性を考慮するなど移植方法を検討するとともに専門家の意見を聴き実施する。
また、移植後の活着が確認されるまで灌水、保護、育成等に努め、問題が生じた場合は、管理体制についても検討する。
 - 3) 改変部に接する場所の新たな林縁については必要に応じて保全対策を実施する。
 - 4) 植樹帯への植栽の決定に際しては景観等に配慮し、地元の意見を伺い地域性に配慮して整備形態、樹種選定等で地元の意向を反映させる。
 - 5) 道路照明の動物に与える影響について既存資料等の収集を行い、照明の位置、構造及び科学的知見を踏まえた対策について検討する。
 - 6) 矢切斜面の橋台の構造については周辺環境に配慮した構造とする。
 - 7) 小塚山公園については非開削工法を採用する。
 - 8) クロマツは、可能な限り現地に保全を図る。現地に保全が不可能なものは専門家の指導助言を得て移植に努める。
 - 9) 重要な水生生物の生息域での施工にあたっては、濁水の発生が少ない施工方法を採用する等水質に与える影響の軽減に努める。
9. 景観
- 1) 平田緑地と近接する蓋掛け部は、平田緑地保全地区と一体的な緑地空間となるよう配慮する。
 - 2) 松戸市矢切地区の高架橋等の構造の詳細については、矢切斜面緑地の連続性及び緑地空間を確保する等、景観に配慮して検討する。
 - 3) ジャンクション部等の擁壁の構造は、景観に配慮して検討する。
 - 4) 緑豊かな道路空間を創造するとともに、関係機関と調整の上、電線類の地中化を積極的にすすめ景観に配慮した道路整備に努める。
10. 監視計画
- 1) 供用後の交通量、大気汚染、地下水位等の状況の監視計画について関係機関と協議し必要に応じて継続調査を実施する。
11. その他
- 1) 発生土は、可能な限り現場内で利用することにより搬出量の減量化に努める。利用可能な資材については、再資源の利用の促進及び減量化に努める。

平成16年3月24日 改訂